

令和3年 第2回
教育委員会臨時会会議録

令和3年1月26日 (火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2559号
令和3年第2回臨時会

日 時 令和3年1月26日（火） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室（テレビ会議）

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	村 山 正 一
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	学校施設担当課長	増 田 祐 士
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	田 邊 真

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 報告事項

- 1 令和2年度港区教育委員会表彰被表彰者について
- 2 港区スポーツセンタープールの休止について
- 3 令和2年度秋の通学路点検の実施結果について
- 4 港区立芝浜小学校の校章及び校歌について
- 5 特別支援学級（小学校・知的障害）の新規開設について
- 6 後援名義等の12月使用承認について

- 7 生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について
- 10 図書館の12月分利用実績について
- 11 図書館・郷土歴史館の12月行事实績について
- 12 図書館・郷土歴史館の2月行事予定について
- 13 2月教育人事企画課事業予定について
- 14 みなと科学館の12月利用状況について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから、令和3年第2回の港区教育委員会臨時会の開会をしたいと思います。

本日は、所用によりまして、中村委員が10時15分頃から抜けて、また戻って来られるということですので、よろしくお願いをしたいと思います。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、山内委員にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは、議案第5号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」教育委員会議案資料のナンバー1、1-2、1-3を用いて、説明をさせていただきます。

まず、資料の確認をお願いいたします。資料ナンバー1、こちらが本条例の改正案文、そして、1-2が新旧対照表、1-3が改正内容に関する説明資料となっております。

それでは、1-3の資料を御覧ください。この資料に従って説明をさせていただきます。

本案は、幼稚園教育職員と性別が同一であり、家族として暮らしている者に係る取り扱いが、配偶者や届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、いわゆる事実婚に係る取り扱いと同様になるよう、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正するものでございます。

まず初めに、項番の1、制度改正の趣旨について説明させていただきます。

港区では、港区男女平等参画条例におきまして、「全ての人の性的指向、性自認及び性別表現が尊重され、誰からも干渉されず、侵害を受けないようにすること」を基本理念として規定しております。それを踏まえて、「職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にあると教育委員会が認める者」との関係における休暇等の取り扱いが配偶者または届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、いわゆる事実婚との関係における取り扱いと同程度、同等となるよう、勤務時間条例及び各休暇等の取得要件を定めている港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の施行規則を改正するものでございます。

なお、当条例改正は幼稚園教育職員を対象としておりますが、同じく区長部局においては全職員

を対象、幼稚園教育職員以外の職員を対象とした同様の条例改正を予定しております。

次に、項番2、規定改正の内容についてでございます。こちらは、当条例改正と条例が改正された場合に予定している勤務時間、規則改正に共通した改正内容となります。資料に記載のあるとおり、①職員の配偶者、②届出をしないが、事実上、職員と婚姻関係と同様の事情にあるもの、③職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係があると教育委員会が認める者、この三つを「配偶者等」とし、休暇制度等における取り扱いを統一するものでございます。

続いて、項番3、勤務時間条例における改正内容についてです。勤務時間条例の第11条において、小学校就学前の子の育児、または要介護者の介護を行う職員の深夜勤務の制限について規定をしております。項番1及び2の考え方にに基づき、同条第1項及び第2項を次のように改正いたします。

1点目が、育児または介護を行う職員の深夜勤務制限の対象除外についてです。職員が、育児または介護のため、深夜勤務について制限するよう請求した場合、深夜勤務をさせることはできません。ただし、項番2の①、②の者が育児または介護できる場合は、深夜勤務制限の対象除外としております。項番1の考え方にに基づき、当該除外規定に、職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にあると教育委員会が認める者を追加させていただきます。

続いて、2点は、要介護者の範囲についてでございます。負傷、疾病、または老齢等により日常生活を営むことに支障がある要介護者の範囲に、この職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にあると教育委員会が認める者及び配偶者等の親族を追加します。

次に、項番の4、施行期日等についてでございます。

(1) 施行期日は、令和3年4月1日といたします。ただし、次にご説明いたします(2)イについては、公布日といたします。

(2) 付則として、アに記載のとおり、令和3年3月31日以前になされた深夜における勤務の制限に係る請求については、従前の例によるものといたします。

また、イに記載のとおり、改正条例に基づく深夜における勤務の制限等の請求については、条例施行日前、令和3年3月31日以前においても行うことができるものといたします。

次に、項番5、その他、規則改正により拡充する休暇制度等についてでございます。本日、教育委員会においてご審議いただき可決いただきました場合、当改正条例案を令和3年第1回港区議会定例会に提出いたします。また、区議会において可決された場合、各休暇の取得要件等を規定する勤務時間規則の一部改正についての議案を教育委員会に改めて提出いたします。規則改正による制度拡充を予定している休暇等は、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間となります。

なお、当条例改正につきましては、区長部局における職員の勤務時間条例の改正と同内容とする

ことを前提に考えております。区長部局での検討状況によっては、本日ご提出させていただきました改正案文の表現から多少の修正をお願いすることもあるかと思えます。その際には、また修正点等をご報告させていただきます。

説明は、長くなりましたが、以上でございます。ご審議、決定の程、よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○寺原委員 とても素晴らしい改正で、幼稚園の職員の方以外の区職員の方にも同様の改正を行う予定という説明があったので、ぜひ進めていただきたいと思えます。私が所属する東京弁護士会でも、3年程前に、弁護士会の職員の方々の配偶者あるいは子どもの範囲を同性パートナーやその子へと拡充するという規則改定をようやく行ったのですけれども、実務の方が気になるのが、では、どうやって認定するのだという、この「異なる実質を備えている」というところを、実際に来られた場合に何をもって確認するのかということに迷われるということが多々あると思えます。そのあたりはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育人事企画課長 いわゆるパートナーシップ制度等がある自治体においては、そのパートナーであることを証明できるもの、港区で言えば、みなとマリアーजूカード等の証明書を提示していただく予定で、人事課とは打ち合わせ、調整をしております。その居住する自治体によって、そのようなものがない場合には、住民票及び公証役場で作成した公正証書を提示していただく想定で進めております。

以上です。

○寺原委員 ありがとうございます。公正証書まで必要なのですね。ちょっと厳しいかなと思うのですけれども、でも、そういう実務でまずは始めるということですね。

○教育人事企画課長 そのとおりでございます。

○寺原委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 この1-2ですけれども、東京都の23区内では、ほとんどの区がこのような規定を持っているということで理解してよろしいですか。

○教育人事企画課長 他の区の状況でございますが、世田谷区、豊島区、渋谷区、文京区、この4区においては、同性パートナーとの関係で特別休暇等の取得を規定しております。ただ、今のところ、4区とも取得実績はないというように聞いております。

○中村委員 では、東京都の区の中では、そんなにまだ浸透はしていないということですかね。

○教育人事企画課長 私も全て把握している訳ではありませんが、ほかにも中野区とか、江戸川区あたりでも似たような制度、あとは足立区が、先日報道等でありましたけれども、かなり動き始めているようには聞いております。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思えます。

議案第5号については、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないということですので、議案第5号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 報告事項

1 令和2年度港区教育委員会表彰被表彰者について

○教育長 次に、日程第2、報告事項に入ります。まず、「令和2年度港区教育委員会表彰被表彰者について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 では、報告事項の1番「令和2年度港区教育委員会表彰被表彰者について」ご報告をいたします。資料ナンバーは1番になります。

まず、1の概要ですけれども、区内在住または在学の園児、児童、生徒が、東京都大会規模以上の大会、行事などで優秀な成績を収めた場合、その功績を称え、他の生徒等の意欲を喚起することを目的として、毎年表彰を行っているところです。今年度は新たに高校生も対象に表彰をしております。

2番、被表彰者ですが、今回は、個人で43人、団体で7団体の方を表彰いたします。表彰者の方々については、別紙1の方を御覧ください。学年での内訳ですけれども、幼稚園で個人が1人、小学校が33人、中学校4人、高校5人です。団体の方では、中学校が3団体、高校が4団体ということになっておりました。なお、応募者については、個人が53人、団体は7団体という状況でした。

この被表彰者の決定に当たりましては、一番最後に参考資料をつけておりますけれども、こちらの表彰審査会で選考を行い、決定をいたしましたものです。

表彰内容ですけれども、表彰状と記載のとおり記念品をお贈りいたします。

なお、5番の表彰式ですけれども、2月2日に当初開催を予定しておりましたけれども、現在の新型コロナウイルス感染状況を踏まえまして、中止といたしました。表彰状、記念品については、学校を通じて配布をし、また、個人で応募した方については、直接郵送でご本人のもとに届ける予定でございます。

簡単ですけれども、報告は以上です。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

2 港区スポーツセンタープールの休止について

○教育長 それでは、次に「港区スポーツセンタープールの休止について」ご説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付資料ナンバー2に基づき、「港区スポーツセンタープールの休止について」ご報告いたします。

項番1、臨時休止日です。令和3年4月12日から4月16日までの5日間となります。

項番2、休止の理由です。港区スポーツセンターでは、年2回、プールの水を全て入れかえ、安全点検及び清掃を行っております。今回の休止は、令和3年度の第1回目に当たります。次ページに、参考資料として5日間の作業内容を示しております。

項番3、告示日は、本日から1週間後の2月2日の予定です。

項番4、利用者への周知方法、こちらにつきましては記載のとおりになります。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

3 令和2年度秋の通学路点検の実施結果について

○教育長 では、次に、「令和2年度秋の通学路点検の実施結果について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、本日の報告資料ナンバー3を御覧いただければと思います。「令和2年度秋の通学路点検の実施結果について」でございます。こちらは、春は中止になりましたけれども、令和2年度秋の交通安全運動に伴う小学校の通学路点検の実施の結果について、ご報告をさせていただくものでございます。

目的は記載のとおりでございますが、参加者につきましては、今年度につきましてはPTAや町会、自治会などの参加を必須としないということで通知をさせていただきました。なるべく密を避けて、感染対策をしながら実施をするようお願いをしております。

3番目に、通学路点検の実績の一覧でございます。各学校名と実施日を記載しておりますが、これは10月から11月にかけてということで、実際には10月2日から東町小学校から始まり、11月26日、青南小学校と港陽小学校が終了したところで、この……の期は終了してございます。参加人数は、前回と増えているところもあれば減っているところもございますが、こういった状況になってございます。主な指摘箇所数については、一番下にいきますと、前は95件、今回が102件ということで、大きな変わりはないということになってございます。

次のページを御覧いただければと思います。主な指摘箇所への対応状況についてです。前回の95件につきましては、報告までに対応済ということで、前回、55件については対応済という報告をさせていただいておりまして、その後、報告後の対応については、これまで報告をしなかったところですが、どういう対応状況かということもお伝えをしたいと思ひまして、今回改めてこういった形にさせていただきました。40件残ってございましたが、全て一応対応済ということになってございます。今回は、102件中54件が対応済になっておりますが、今現在対応しているものが48件あるという状況でございます。

5番の今回の点検で報告された主な指摘内容及びその対応ということで記載をさせていただきませんが、大体12個の項目に分けて、その他の13段目で主な内容ということで別に記載をさせていただいているところでございます。基本的には学校と警察関係者であったり、道路管理者であったり、学校も色々な協議をさせていただいて、対応をなるべく早く終わらせたいということで実施を

しておりますが、どうしても物理的に白線が引けないとか、道路幅が狭いのでガードレールを置けないとか、そういったところに関しては、基本的にはそういった状況を説明しながらも、難しいよということを学校と情報共有しながら、そこは学校の中で児童に対する交通安全指導を徹底するという対応と対応するといったようなことも含めて、今回対応しております。

あと、13番目のところですが、高輪台小学校は、ちょっと事故があったというのありまして、今回、PTAボランティアによる交通誘導體制を整えていただくということで、高輪警察の前の交差点のところを立ていただくということで今、実施をしているところでございます。また、スクールゾーンの指定時間の変更等を検討したのですが、近隣住民への影響が大きく、実現には至っていないというような状況でございます。

その他、6番でございますが、今度の春の通学路点検につきましては、今年の4月から6月に実施をする予定でございます。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 それでは、交通事故がこの中の一つ課題になっていますけれども、そういう意味では、2点、気をつけた方がいいかなと思って申し上げます。

一つは、警察署が適さないと判断をしたという場合に、これに対して、単に学校で指導してくださいということでよいのかどうかということ、もう少し場所によっては丁寧に検討する必要があるのだらうと思います。やはりこちらとしては、児童の立場に立って述べる必要がある。そのときに、では、それが困難だとすれば、代替の何か方策ができるのか。例えば道路によっては、速度の制限を実施するとか、白線を引けなくても、別の代案でももう少し自動車に注意を促すとかいうようなことを丁寧に検討するという必要かと思えます。

それからもう一つは、こういうところを出てこない、仕掛けはあるのだけれども、それがうまく機能しない場所があるかどうかという点検が実は重要です。おそらく今まで事故があったところ、交差点とか、横断歩道もあるし、信号機もあってというところで起こる訳ですから、実際に交差点を見ている、左折や右折の車が結構スピードを落とさないでその交差点の中に入っていくという場所がありますから、そういうところに対して、どういうふうに車に対して注意を促すか。それも、道路の舗装のことから、見通しの問題から色々あると思えますけれども、そういうところの点検もやっていただければと思うのですね。

○学務課長 ありがとうございます。警察が適さないと判断をしたということですが、基本的に警察と学校だけではなく、ちょっと学務課もお話を聞かせていただいております。例えば、私道に横断歩道を渡したい、本当に狭いところに白線を引きたいのだというところで、道路の結構真ん中の方に白線が来るような形になると、やはり引いても意味がないだろうということも総合的に判断しながら出ささせていただいたり、また、カーブミラーがここにあった方がいいよねといったときに、ちょうどつける頃には、実は工事中なので仮囲いが消えてしまうので、そこをどうしようかと。違う方法で、カーブミラーは立てないけれども、例えばその部分に注意、トラマークを貼って

注意を促すとか、違う方法でやれないのかといったことで、1件1件丁寧な対応をしていきたいなと思ってございます。

右折とか左折のところとかを含めてですけれども、やはり道路の舗装を変えるときには、最近は色々な舗装のやり方がある、少しスピードを落としたいような路面上の舗装もございまして、そういったことも含めて色々な観点から協議をしながら、学校と警察任せ、学校と道路管理者任せでなく、学務課もしっかりと対応していきたいと思ってございます。

以上です。

○山内委員 どうもありがとうございます。

○教育長 ほかは。よろしいでしょうか。

4 港区立芝浜小学校の校章及び校歌について

○教育長 それでは、次に「港区立芝浜小学校の校章及び校歌について」説明をお願いいたします。

○学務課長 本日付資料ナンバー4を御覧いただければと思います。「港区立芝浜小学校の校章及び校歌について」でございます。報告内容としましては、令和4年4月に開校します芝浜小学校の校章及び校歌を作成しましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

まず、校章についてですけれども、令和2年5月27日に、地元の方々とか学校の方々を含めて委員会を構成しておりますので、そちらにおいて、校章のデザインについては、港区にゆかりのある方で専門家の方をお願いすることがいいであろうということで確認をされた後、誰をお願いするかということ、令和2年7月13日に開催されました検討委員会の方で、複数の候補者がおりましたけれども、昨年度まで区立芝浦小学校に勤め、全国的にも著名な図工科の教員、中村隆介氏に依頼することを決定いたしました。令和2年11月19日開催の第3回の検討会において、中村氏から提示された四つのデザイン案の中から、最終的に推薦する1案を選定させていただき、教育長の決裁をもって決定したものでございます。

校章のデザインは、別紙1を御覧いただければと思います。こちらにつきましては、カラー表示で、ちょっと分かりづらいのですけれども、これは右と左で、ちょっと黒っぽく見えるところが、濃紺と黒ということで、実はちょっと色合いが微妙に違うのですけれども、なかなか印刷上あらわれなかったり、画面上もなかなか分かりにくいところがございまして、そういったしつらえになってございます。

現在、緞帳等については、どういった色合いにした方がいいのかというのは、また別途お願いをしておりますけれども、基本的にはこのカラー表示、白黒表示の2種類になってございます。高輪ゲートウェイのところから、人と人・人と世界・伝統と未来などの間に新たな関係をつくり出すということで、梯としての八つのゲートということで、こちらになってございます。芝浜に寄せる波であったり、運河の水のデザイン、四つの錨を配しているといったところで、地元で教えてもらった先生の色々な思いを込めてつくっていただいたものでございます。

デザインの意図は、1ページ目の(4)のところに書いてあります。そういった主なところとい

う内容で、思いを馳せてつくっていただきました。

続きまして、校歌の方ですけれども、2番の方になります。

検討の経緯につきましては、日時的には一緒でございます。ただ、港区にゆかりのあるということで、井上ヨシマサ氏に依頼することに決定をしました。この方は、数多くのヒットソングを手がける中でも、また東京2020オリンピックの聖火リレー公式BGMを作曲するなど、幅広く活躍をされているということで、こちらに書いてはございませんが、芝浜小学校のPTAの会長さんや副会長さんとも実は幼稚園のときに一緒だったということでお伺いしています。後で分かったことですが、顔見知りということで地元の方等もよく知っていられる方だったということも確認されています。

歌詞に入りたいフレーズにつきましては、芝浜小学校の4年生から募集をして、検討委員会の委員を通じて、幼稚園の保護者にも聞かせていただいたところでございます。そちらを井上氏に提供させていただきまして、作成されたものを昨年11月19日開催の検討会において、実際の校歌を流しまして確認をしていただいた上で決定をしたというような流れになってございます。

校歌の歌詞及びメロディーにつきましては、資料別紙3の表面、裏面ということで記載をさせていただいているところです。校歌の意図につきましては、子どもたちを運河に浮かぶ小舟に例えて、やがて運河を通過して芝浜の地から大きな世界で活躍する人物になってほしいといったことと、大人が目線、子どもから大人になっても歌い継がれるような歌になってほしいというようなことも伺いながら作成されたものというふうに聞いてございます。

3番目の周知に関する今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりですけれども、おのこの、中村先生と井上先生のプロフィールについても、別紙2と別紙4につけさせていただいているところでございます。

報告は以上です。

実際に、ちょっと校歌を最後に流させていただきたいなと思いますので、聞いていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(校歌)

○学務課長 今のが先生の前曲でございます、芝浦小学校の合唱部の方に歌っていただいたものでございます。この井上先生を選定にするに当たっては、地元の方々からも、これまでの校歌らしい校歌ではなくて、色々な意味で歌い継がれるような、愛されるような曲になってほしいということで、先生を選ばれております。

報告は以上です。ありがとうございました。

○教育長 ただいまのご説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

5 特別支援学級（小学校・知的障害）の新規開設について

○教育長 それでは、次に「特別支援学級の新規開設について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、報告資料ナンバー5、「特別支援学級（小学校・知的障害）の新規

開設について」報告をさせていただきます。

知的障害のある児童への教育的支援体制の充実を図るため、令和3年4月より小学校に新たな特別支援学級(知的障害)を開設いたします。以前もご報告させていただいていたかとは思いますが、港区として共生社会の実現に向け、地域の子は地域で育てるというコンセプトのもと、障害のある児童・生徒が地元で生活基盤を築いた上で、その持てる力を最大限に発揮できる教育環境を整えたいというふうにご考えてございまして、港区の場合は、高輪地域に特別支援学級がなかったので、白金小学校、白金の丘小学校、高輪台小学校、御田小学校、高松中学校のエリアになかったので、こちらに新設をしたいということで、かねてより検討をしておりました。

そして、東京都の方には申請をさせていただきまして、このたび、中学校の生徒さんが対象者がいなかったということで、小学校の対象者、下の参考のところに書かせていただいているのですが、1年は確実に入る。今はまだ就学支援会で進路を決めていますので、おそらくもう1名入るのではないかとということで、(1)とさせていただいておりますが、2名がいそうですので設置をさせていただくということで、東京都の認可も下りるという形になりました。そのことをこのたび報告をさせていただきます。高松中学校の中に、高輪台小学校の特別支援学級が設置されるというような形になります。

項番2のところに書かせていただいておりますが、事業内容の対象者については、区民で小学校に在籍して、知的障害のある児童です。実施時期が令和3年4月1日からで、実施手法と書かせていただいておりますが、隣接する高松中学校の校舎に高輪台小学校の特別支援学級を設置ということで考えております。

効果については、項番3に書かせていただいておりますが、先程から申し上げていますが、共生社会、そして地域社会の実現に向けて、教育活動の環境をしっかりと整えて充実させていくことが大事だというふうにご考えてございます。

なお、来年度以降、中学校の生徒さんが入ってくる予定ではございますので、来年度、改めて高松中学校については申請をするという形で準備を整えているところでございます。

以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 高輪地域には該当する学級がなかった。これは非常に今後該当する市民の方にとっていいと思うのですけれども、もうちょっと長い意味で見ると、人数が増える可能性というのはありそうなのではないでしょうか。どうでしょうか。

○教育指導担当課長 令和5年までしかちょっと対象者はつかめていないのですが、今後は人口増に伴って、やはり増えてくるのではないかとというふうに思っているところでございます。

○田谷委員 該当地区は今後、マンション建設がかなり予定として入っているようでございますので、該当する生徒も増えるのではないかなと思っております。ちなみに、参考までにお伺いしたいのですけれども、これは小・中とも最終的に何人ぐらいを対象に学級は設立されるのでしょうか。

○教育指導担当課長 特別支援学級の場合は、小・中ともに1学級が8名というふうになっていま

すので、小で1学級、中で1学級、計16名ということを想定してございます。

○田谷委員 了解いたしました。今後とも子どもたちのためによりしくお願いいたします。ありがとうございました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 これは非常に大事なことだと思いますので、結構だと思っています。

一つだけ、細かいことですが、事業内容のところで「隣接する」という表現なのですが、高松中学校と高輪台小学校は敷地が隣り合って接している訳ではないと思いますので、「隣接」という言葉は不適切だと。色々公にも出て発表するときに「隣接する」と書くと、「いや、違うだろう」とか、もっと距離があるのにということを言われてもよくないので、ここは「隣接」という言葉は、あえて使わなくてもいいのではないかと考えています。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。修文させていただいて、誤解のないような形でさせていただきます。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいですか。

- 6 後援名義等の12月使用承認について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について
- 10 図書館の12月分利用実績について
- 11 図書館・郷土歴史館の12月行事実績について
- 12 図書館・郷土歴史館の2月行事予定について
- 13 2月教育人事企画課事業予定について
- 14 みなと科学館の12月利用状況について

○教育長 それでは、次に、「後援名義等の12月使用承認について」、及び「生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績」、それと「各事業別利用状況」「2月の事業予定について」、それと「図書館の12月分利用実績について」「図書館・郷土歴史館の12月行事実績について」と「2月行事予定について」、それと「2月教育人事企画課利用予定について」「みなと科学館の12月利用状況について」、この件につきましては配布資料のとおりでございます。

それぞれの報告事項についてご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

○教育長 それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、図書文化財課長から、説明等がございますので、よろしくお願いをいたします。

○図書文化財課長 それでは、資料の8を御覧いただけますでしょうか。

港区文化財保護審議会の構成員8人の方から、高輪築堤遺跡の保存活用に関する要望書がJR東日本宛に提出をされております。2/8ページを御覧いただきたいと思っております。本文の上から4行

目から、簡単に読み上げたいと思います。

「さて、去る令和2年12月14日に視察させていただきました、港区三田三丁目及び高輪二丁目所在の高輪築堤遺跡は、港区の地域を語る上で欠かせない重要な遺構であるだけでなく、東京都及び日本国の歴史にも欠かすことのできない重要な遺跡です。日本の鉄道史上最古の遺構であることはもちろんのこと、台場を構築した日本の海上土木技術と西洋の技術指導を体現する希有な土木構造物であり、さらに、第七橋梁のように、国の開発に地域住民の要望を取り入れたという点で、国と地域住民の歴史を今に残す日本近代史を語る上で欠かせない重要な歴史遺産です。コロナ禍の苦しい状況とは存じますが、貴社におかれましては、この貴重な遺跡の持つ高い文化的意義と歴史的価値が永遠に失われることのないよう、遺構の現状を十分保ちながら保存活用する方途を御検討いただくようお願い申し上げます。」

以上でございます。このような要望書が提出をされております。

以下のページの方は、こちらは1月の高輪築堤の見学会の際に配られました資料となっております。高輪築堤が、明治5年に我が国最初の鉄道として開業した際につくられた構造物であるということ、そして当時の錦絵を掲載いたしまして、こちらのような形で汽車が海上を走っていたということが実際に絵にも残っている、その現物が出てきたということが分かる資料となっております。

さらに次の4/8ページの方の裏面でございます。裏面になる資料でございますが、その資料が掲載してございます。5/8ページからは、これまでの高輪築堤に関する動きをまとめたものでございます。2019年4月に、品川駅の構内で石垣が発見されて以降、高輪ゲートウェイ駅の開業。その後の8月7日に、遺跡の発見届が出てくるという形で進んできた行政上の経緯が書かれてございます。なお、8月26日のところに線が引いてありますが、「遺跡に関する要望書」というのを、港区教育委員会の教育長の名前でJR東日本に提出をしています。現在も、JR東日本では有識者4人を加えました高輪築堤に関する検討委員会を設置いたしまして、これは都の指導のもとに設置したものでございますけれども、検討をしているということでございます。

6/8ページの方に、現段階での考え方ということで、区の考え方を整理したものがございます。この遺跡に関する要望書を8月26日付で区が提出をしたということと、それから今後、JRとの開発に関する協議については適切に対応していく。そして、高輪築堤調査・保存等検討委員会での有識者による十分な検討を見守っていく必要があるということに記載しております。

以下は、高輪築堤の歴史などを掲載をしているところでございます。高輪築堤調査・保存等検討委員会のメンバーについては、8/8ページのところに記載がございます。谷川先生、こちらは港区の文化財保護審議会の委員でもあります。こちらが委員長についております。それから、老川先生、鉄道史のご専門の先生、小野田先生、土木工学の方と、古関先生という、土質力学、地盤工学の方がお入りになって、現在検討を進めているということです。

現在の状況でございますけれども、この<参考>というところに、JRの社長のコメントもございますが、「開発との整合性を検討する」という発言にとどめているということで、JR東日本としては、やはり第七橋梁部分についても取り壊して、ほかの場所に移築をして、そこに当初の予定ど

おりの開発を行うという、その線で考えているというところが要望だという状況がございます。

検討委員会の方では、第七橋梁の前後80メートルの部分の保存してほしいということで今、要望を出しているところで、現在このせめぎ合いというような問題がある訳でございます。

一応、今の現状の報告といたしまして、先生方に、皆様にご意見を頂ければと思います。以上でございます。

○教育長 説明について、ご質問等がございますでしょうか。

○山内委員 そうしますと、まず確認ですけれども、今JR側でつくった、この検討委員会では、しっかり残すようにという意見が全部出ているという認識でよろしいですか。

○図書文化財課長 検討委員会では、第七橋梁部分を含む80メートルを、ここは最低限残すようにという見解が出ていることは間違いございません。

○山内委員 今日の意見交換は、特にどういうことをここで確認をしたいということですか。

○図書文化財課長 本日の意見交換でございますけれども、区としては、教育長の名前で一旦要望書はJR東日本に対して出しております。場合によりましては、今度は教育委員会の名前で要望書を出すという方法もあるかとは考えていまして、そのことにつきまして先生方のご意見を頂ければということでございます。

○山内委員 まず、私の意見としては、教育委員会として意見をしっかり出すべきであるというふうに考えます。一つは、もう既に教育長の名前で出しては頂いていますけれども、さらにその後の発掘によって歴史的な価値というものが強く認識されるというところに至ったということがあります。8月26日付ですから、その後のさらに調査、視察などを踏まえて、評価ができるという段階になっています。

それから、やはりこれは教育委員会が設置している港区の文化財保護審議会の意見というのが、すっかり門番となっているということがある。さらに、JRのプレスリリースでは、「港区教育委員会と検討しながら」というようなことが出ている。という意味では、やはり教育委員会としての見解を絶えずしっかり出しておいた方がいいと考えますけれども、いかがでしょうか。

○教育長 途中ですけれども、中村委員が戻られましたので。今、報告事項のその他で、高輪築堤、この前見学会をしていただいたところですが、そこに対して、港区文化財保護審議会の構成員のメンバーが要望書を出したというところでございます。その説明と合わせて、区の方では私の名前で8月に一度要望書を出しているのですが、それ以降、また状況が大分変わってきたと、あるいは明らかになってきたというところで、教育委員会として何かしらの意思表示をすべきかどうかについて今、話し合いが行われておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○中村委員 分かりました。

○教育長 江村課長、今、山内委員の方からそういうお話が出ましたけれども、いかがでしょうか。

○図書文化財課長 教育委員会として要望書を出すというご意見がもしまとまるようでしたら、事務局の方で案文を作成いたしまして、ぜひ次回の教育委員会でご審議いただきたいと考えてございます。

○教育長 ほかの委員の皆さんは、いかがでしょうか。

○田谷委員 私も山内委員のお考えに全く一緒、同意してございます。問題なのは、現場に移築するというお話も先程出ておりましたけれども、移築するのではなくて現場に、しかもある程度のスケール感を残していただきたい。それによって昔の土木技術の……、鉄道を敷くに当たっての……というのが、現代の我々に伝わってくるものなんだと思います。ぜひとも、そういう貴重な築堤を残しておいて、私としては現状である程度のスケール感、長さをもって。私も実際に現場を拝見したときに一番驚嘆したのが、こんなに長い距離の、実際に話では聞いていても、現物を見るとかなりの数、変わってくると思う。やはりある程度のスケール感をもって残していただきたいというのが私の思いでございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがですか。

○寺原委員 同意見で、異存はございません。委員会名で改めて出すということで、賛成です。

○教育長 ありがとうございます。中村委員はいかがですか。

○中村委員 私もこの間、山内委員と一緒に現場を見させてもらいました。やはり私も、いい意味でショックを受けたというか、こんな素晴らしいものが、こんな状況で残っているのかということに、非常に驚いた次第であります。

ですので当然、JRの企画はあるのだと思うのですけれども、やはり教育委員会として、基本的には移築ではなく、あそこの現場をどれだけ残せるかという。できたら全部残すのが一番ベストだと思うのですけれども、それはJRとの関係もあるでしょうから。けれども、あそこでできるだけ努力、残す。それで、あそこの周りの土地を港区の教育にしっかり役立てるような形で何とか、公園にするなり、港区の区民が気軽に利用できる形で保存をしていただきたいと思いますので、その意味で再度、教育委員会としての意見をしっかりまとめてアピールすることが大事なのかなと思いますので、全く、……先生、それから田谷先生、……積極的に出すべきだと考えます。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。JR側では移築というような話も出ているのですけれども、移築すると、文化財の関係でいくと、ちょっと難しいところがありまして。その説明は、では、江村さんからもう一回していただけますか。

○図書文化財課長 JRの方では移築という見解が出ていますけれども、あれは史跡でございますので、史跡の場合はその場所に価値があるということになります。あれがあ場所にあることで史跡としての価値があるということで、これは国の文化庁の方も同じ見解を持っています。また、文化庁も現場を視察しまして、第七橋梁前後80メートルを残すという有識者の見解というのは、現場を見て、やはり納得した、よく分かったと言っていますので、最も大切な部分だということに考えています。

なお、移築しましても文化財的価値が失われないのは建造物の場合。建造物の場合は、移築しても文化財的な価値があるということで、引き続き文化財に指定されるという例もありますけれども、この史跡の場合は、それには該当しないということになります。

○教育長 ありがとうございます。それでは、各委員の皆さんからの総意で、教育委員会としてJR側に要望書を提出するということになりましたので、案文については、先程担当課長の方からも話がありましたように、文案を事務局の方で作成をさせていただきますので。スケジュール的なところは、江村課長、いかがでしょうか。

○図書文化財課長 事務局で文案を作成しまして、次回の教育委員会にできればお諮りをしたいと考えております。よろしく願いいたします。

○教育長 そういうスケジュール感にしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

○山内委員 ぜひよろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

そのほかは、各委員の皆さん。

○山内委員 補足ですけれども、ぜひ、このことは教育委員会としてしっかりまとめた上で、強くアピールできるように進めていただける展開を考えていただければ。今、それぞれの方からも頂いたとおりで、いくら民間の土地とは言っても、そもそも交通事業という公共の事業の土地な訳です。ある意味で、歴史資産というのは公の資産です。公の財産、公の資産。つまり今の日本人だけではなくて、将来の日本人のための全ての歴史的な資産、歴史的な財産ということで、民間の私有地と言っても、公の利益、公の財産という価値をきちんと考えていただく。特に今回のものは、単なる鉄道とか、単なる土木技術としても、それだけでも価値が高いものですが、更に加えて、日本の近代化の非常に極めて重要な史跡であるというふうに評価しております。ある意味で、JRはそれを残し、抱えるかどうか、これはもうJRの社会的責任を遂行できるかというような問題として捉えるというふうに、私は考えます。特に近年、この近代化の遺産というのに対して非常に国際的にも、日本の中でも評価をする方向になってきていますし、ここは港区としても自信を持って強くJRに迫ってほしい。ぜひよろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

そのほかにも、各委員及び説明員の皆さんから、ございますでしょうか。よろしいですか。

「閉会」

○教育長 それでは、なければ、これをもちまして閉会といたします。皆さん、お疲れさまでした。

(午前 時 分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 山内 慶太